



<2021 年度 ピロール米認定について>

【商標登録番号】 第1774671号

(1) ピロール米生産者としての認定

ピロール資材を規定通り 2 回に分け、一反につき適量(120kg)を施肥し、水管理など稲作管理を的確に行うことのできる人であること。また、それが可能な人に委託ができること。

(2) ピロール米の検査を希望する人は

①上記(1)の条件を満たすこと

②収穫後、選別した玄米(1合=150g)と分析申込書(面積(a、反)、収穫量(俵)、氏名、品種等)を記載の上、ピロール農法研究所(株式会社エルゴン内):福井県越前市横住町 6-10-2 へお送りください。

※ お送りいただく玄米は良い米(白い米、青い米、割れた米、虫食い米などを除いた米)を収穫後、なるべく早く選別しお送りください。当方では選別せずそのまま検体として提出しますのでご注意ください。

※ 申込書には、検査結果を公開して良いか(pH, Ca 等)、氏名、品種等を公開しても良いかを選択していただくようになっておりますので、ご記入をよろしくお願い致します。

※ なお、分析試験成績書には、氏名・生産地・生産年・品種を明記させていただきます。

(3) ピロール米であることの認定

① 認定はピロール農法研究所および株式会社エルゴン(以下甲という)が行うものとし、生産者(以下乙という)が認定を受けたい場合は、乙は甲に認定を受けたい米(玄米)を1合(150g)以上送り、検査費用を下記指定口座へお振込みください。この1合(150g)のうちの80gを検査機関に出します。

(残りは、クレームなど問題があった時の証拠として1年間 弊社にて保管しておきます)

ここで、甲は、この結果を乙に報告するとともに、基準(pH, Ca)の数値で、ピロール米の認定を行います。

② 認定までには、約 20~30 日間を要します。

③ 検査費用.....1点(1検体)につき 13,200 円(税込)

④ 認定証発行.....1点(1検体)につき 2,200 円(税込)

(注)年会費を一切いただかない為、このような料金とさせていただきます

【振込先】 株式会社エルゴン
福井銀行 今立支店 普通 1112511
ゆうちょ銀行 ○七九店 当座 0012393
ゆうちょ間 記号 00700-8 番号 12393

※ 認定検査は毎年行うこと(検査機関:一般社団法人日本食品分析センター 東京本部)が条件で、個人データは蓄積され保存されます。(弊社には 30 年以上のデータが蓄積され保存されています)

<生産者がピロール米として販売する条件>

(1)ピロール農法研究所のピロール米認定を受けていること

(2)左記のシールが貼ってあること

このシールには通し番号が記されています。

生産農家に渡された No〇〇〇〇は、データ保存されているので、番号で生産者が特定できます。

そのため消費者は誰のお米かわかるので安心です。

(このシールは 1 枚 50 円(税別)で適合する生産者にのみ株式会社エルゴンで販売します。)



この番号で生産者がわかります